

## 準3級審判員資格から3級審判員資格への移行を希望される方へ

2024年4月

準3級審判員資格を持つ満18歳までの者は、満18歳になった翌年度中に、所定の手続きを完了すれば、改めて検定試験を受けることなく、3級審判員となり、資格登録ができます。準3級から3級への移行は次の二つ（類別1、類別2）があります。

受付期間：2024年**5月1日**から2025年**1月31日**

**\* 移行するには、令和6年度（2024年度）の会員登録済みが必須です。**

以下の手続き方法等により申請してください。

### □ 移行（類別1）

主に高校卒業後の大学、社会人1年生などが対象です。

※満18歳になった翌年度中に手続きしてください。

### □ 移行費用

資格登録料	消費税	計	事務手数料	合計
6,000	600	6,600	400	7,000円

### □ 手続き方法

審判更新申請書をダウンロードし、ファイル形式を変えずメールに添付して申込先アドレスに送信してください。

### □ 申込先

cbad.ref@gmail.com

受付け完了の返信が一両日中に無い場合は、下記[問合せ]に確認の連絡をお願いします。

### □ 振込先

千葉興業銀行 鎌取支店 普通預金 口座番号 2582111  
口座名義 大竹 真弓（オオタケ マユミ）

### □ 問合せ

TEL 090-5441-0153 審判委員長 大竹真弓

cbad.ref@gmail.com

**\* 受付後に会員登録、費用振込等で確認が必要な場合はこちらから連絡いたします。**

### □ 特別移行（類別2）

※卒業前の高校3年生が対象です。

#### 特別移行費用

資格認定申請料	消費税	計	事務手数料	合計
1,000	100	1,100	400	1,500円

### □ 手続き方法

具体的な手続きについては、顧問の先生に相談してください。

なお、個人ではなく、学校単位での特別移行の手続きとなります。